

産分まで一時所得扱いとなっていました。平成19年以降分やこれに代わって創設された平成22年度の水田利活用自給力向上交付金、平成23年度の水田活用の所得補償交付金は、農業所得の雑収入に含めます。また、産地確立交付金や水田・畑作経営所得安定対策の生産条件不利補正交付金・収入減少影響緩和交付金などを対象交付金として、認定農業者を対象者とした農業経営基盤強化準備金制度が平成19年に創設されました。

農業では、雑収入の額の大半を交付金や価格補填金が占めることが多いのですが、交付金や価格補填金は国等から補助金等に該当し、消費税は不課税となります(消基通5-2-15)。農業に関する交付金等については、その交付の原因となった農畜産物の販売の事実から交付金の交付までの期間が長く、その金額の見積もりが困難な場合が多いのが実状です。このため、価格補填収入の収益の計上時期については、一般に、支払の通知を受けた日または交付を受けるべき日の属

する年分の収益に計上することが認められています。

ただし、価格補填金のうち、肉用子牛生産者補給金、肉用牛繁殖経営支援交付金(旧・子牛生産拡大奨励金)、肉用牛肥育経営安定特別対策補てん金(新マルキン)は、対象牛を売却した日の属する年分の収入金額に計上します。これは、肉用牛免税による免税所得の計算において収益と費用を対応させる必要があるためです。また、収穫年の翌年に交付される大豆の数量払交付金について収穫年分の収入金額することも、継続適用を条件に認められると考えます。ただし、交付金の交付通知書の日付が年内の日付となっていない場合には、農業経営基盤強化準備金の交付対象金に含めることができませんので、注意が必要です。

また、収入減少影響緩和交付金など農畜産物を販売した年の翌年以後に交付されることになっている経営安定対策の補填金等は、農畜産物の販売した年に関係なく、補填金等の交付を受けるべき年分の収入金額に計上します。

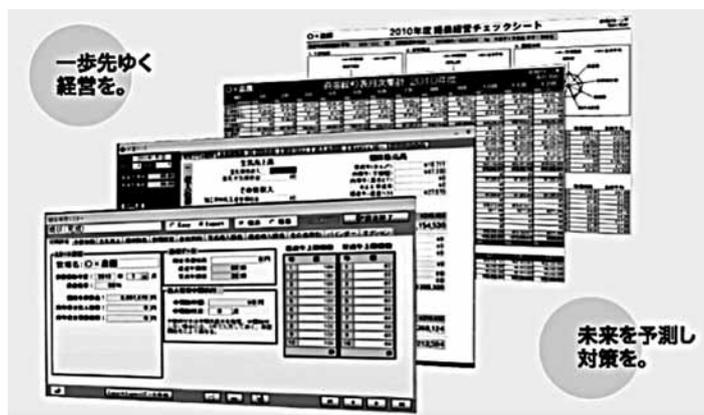
組合員の  
皆様へ

## 酪農家経営管理支援システム

# DMSシステム

Dairy-farm Management Support System

ご利用を検討下さい。→ご用命は広酪事業推進課(電話 0824-64-2072)まで



### 【目的】

DMSシステムは、月次決算を行い、日々の経営管理を徹底するためのシステムです。その場しのぎではなく、5年後、10年後を見据えた牧場経営のシミュレートを行い、経営管理と飼養管理を一体化したサポートを実現します。経営管理の副産物として青色申告書も作成することができます。

### 【月次決算を実現するために】

経理処理に時間を掛けるのは、本末転倒です。DMSシステムでは酪農専用の会計ソフト『e酪農経営』を使用することにより、簿記の知識が無い方でも入力できるように配慮しています。また、組合の乳代精算データをインポートする機能もありますので、乳代精算に関する項目は入力を省くことができます。(組合のシステムによりインポートが不可能な場合も有ります)

### 【乳代精算書データインポート】(イメージ)





## 森税理士の 「ちょっと気になる税務のはなし」

第57回

アグリビジネス・  
ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

# 「農業所得」と「雑収入」

## 1. 農業所得の範囲

「農業所得」とは、農産物の栽培等の事業から生ずる所得を言います(所令12)。農業とは、①米、麦その他の穀物、馬鈴しょ、甘しょ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物、果樹、樹園の生産物又は温室その他特殊施設を用いてする園芸作物の栽培を行なう事業、②繭又は蚕種の生産を行なう事業、③主として①・②の栽培又は生産をする者が兼営するわら工品その他これに類する物の生産、家畜、家きん、毛皮獣若しくは蜂の育成、肥育、採卵若しくはみつの採取又は酪農品の生産を行なう事業を言います。

耕種の農業を兼営しない肥育牛、養豚等の経営や、耕種農業を兼営せずに自給飼料も栽培していない酪農経営から生ずる所得は、農業所得となりません。また、肉用牛免税(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)は「農業を営む個人」に適用されますので、肉用牛の売却による所得が農業所得にならない場合は、肉用牛免税の適用を受けることができません。

## 2. 農業関連で農業所得とならない所得

農業関連の所得であっても、例えば農業用の預金の利子は、利子所得となりますので、農業所得の収入金額から除外します。国外で支払われるものを除き、預金の利子は、源泉分離課税のため確定申告する必要はありません。このため、農業所得とならない所得となるものが、農業用の預金口座に入金した場合には、次のいずれかによって経理することになります。

- ①入金時に「事業主借」勘定で経理する方法
- ②入金時に「受取利息」等の勘定科目で経理しておき決算整理で「事業主借」に振り替える方法
- ③農業所得とその他の所得を部門管理し、農業所得の部門の損益によって農業用の青色申告決算書の損益計算書を作成したうえで、その他の所得の利益を事業主借の金額に加算して貸借対照表を作

### 成する方法

なお、農業所得において親族名義の不動産を無償で事業の用に供する場合と異なり、不動産所得は、その不動産の名義人に所得が帰属するものと推定されます。したがって、受取地代は農業所得の申告者の名義ではなく、不動産の所有者の名義で申告します。

## 3. 雑収入の範囲と計上方法

農作業受託料金など農業に付随する収入は、農業所得の雑収入として収入金額に計上します。農作業受託料金は本来、営業目的によるものであり、価格補填金は農畜産物の販売に付随してその数量に基づき交付されるものであることから、会計上は営業収益(売上高)の内訳科目「作業受託収入」として計上することになります。しかしながら、農業用の青色申告決算書・収支内訳書においては、農産物の販売金額以外の収入金額はすべて雑収入として記載する様式となっています。従って、会計上は独立した勘定科目で経理しても、販売金額以外の収入金額はすべて、青色申告決算書(収支内訳書)では「雑収入」欄に含めて記載します。

農事組合法人から従事分量配当を受け取った場合も、農業所得の雑収入とします。任意組合の出役賃金、農事組合法人の従事分量配当について、生計を一にする家族の名義で受け取った場合であっても、事業主の農業所得とします。従事分量配当については、事業年度終了後の通常総会において剰余金処分により配当金が確定した時点で収入金額に計上するのが原則ですが、従事分量配当の仮払いをしている場合には、仮払いをした時点で収入金額に計上することも実務的に広く行われています。この場合において従事分量配当金として確定した額が仮払金の額と異なるときは、その差額を確定した時点の収入金額(または必要経費)に計上することになります。

産地確立交付金(産地づくり交付金)は、平成18年